

千葉市環境保全条例施行規則の一部改正について

1 千葉市環境保全条例の位置付け

千葉市環境保全条例（以下「条例」という。）は、千葉市環境基本条例の理念である、

- ・良好な環境及び人と自然が共生する環境の確保
- ・環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会に構築
- ・地球環境保全への貢献

にのっとり生活環境の保全等に関する施策や公害防止のための規制等の措置を講じ、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に平成7年10月に公布された。本条例は、大気、水質、地質、騒音・振動、悪臭など、環境全般について規制を講じており、諸環境法令における届出対象や規制対象施設等を拡大し、諸環境法令を補足する一面もある。

2 条例における排水基準

条例第28条から第44条において水質の保全に関する規制等について定めている。このうち第29第1項で定める排水基準は、水質汚濁防止法（以下「法」という。）と同等の効果をを得るため、法に基づく排水基準を準用して設定している。排水基準は条例施行規則（以下「規則」という。）第14条により別表4で定めている。

3 法等の改正

平成26年11月に水質汚濁に係る環境基準の改正があり、トリクロロエチレンの環境基準が0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更された。

これに伴い排水基準の改正についても中央環境審議会での審議を終え、平成27年4月に答申されたところであり、近日中に「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が改正され、トリクロロエチレンの排水基準が0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更される予定である。

4 規則の改正案

以上1から3を踏まえ、千葉市環境保全条例施行規則（平成7年規則第62号）（以下「規則」という。）の一部を改正する。

規則第14条の規定による別表第4に定めた排水基準について、トリクロロエチレンの許容限度「1リットルにつき0.3ミリグラム」を「1リットルにつき0.1ミリグラム」に改める。

施行日は水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の施行日に合わせる。

【理由】

千葉市では、公共用水域の水質保全のため、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく工場・事業場の排水規制に加えて、千葉市環境保全条例（以下「条例」という。）による市独自の規制を行っている。条例では、市が独自に規定する工場・事業場について、法と同様に排水基準を定めており、法と同等の効果をを得るため、法に基づく排水基準を準用している。

一方、本年10月に、法に基づく排水基準が改正され、トリクロロエチレンの排水基準が1リットルにつき0.1ミリグラム以下の許容限度となる予定である。

以上のことにより、法に基づく排水基準と整合を図るため、上記のとおり規則を改正する。

水質汚濁防止法と千葉市環境保全条例(水質関係)

水質汚濁防止法

目的

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康保護及び生活環境を保全することを目的とする。

特定施設

特定施設はカドミウム等の有害物質や化学的酸素要求量等の汚染を示す項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある汚水や廃液を排出する施設で、政令で定めるもの。下表に示す施設など 103 種類が定められている。

特定施設の種類	届出事業場数
自動式車両洗浄施設	220
洗濯業の用に供する洗浄施設	155
旅館業の用に供する施設で次に掲げるもの ア 厨房施設 イ 洗濯施設 ウ 入浴施設	70
試験研究機関で次に掲げるもの ア 洗浄施設 イ 焼入施設	46
豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	36
他 98 種類 届出事業場数 計 767 (平成 27 年 3 月末現在)	

排水基準

有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、化学的酸素要求量その他の水の汚染状態については、項目ごとに定める許容限度とする。

環境保全条例(水質関係)

目的

生活環境の保全等に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講じ、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

特定施設

特定施設はカドミウム等の有害物質や化学的酸素要求量等の汚染を示す項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある汚水や廃液を排出する施設で、規則で定めるもの。下表の 4 種類が定められており右欄の数字は平成 27 年 3 月末時点の届出数。

特定施設の種類	数
油その他の空き缶再生業の用に供する洗浄施設	0
ばい煙又は粉じんの湿式処理施設	1
畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 牛房施設(牛房の総面積が 100m ² 未満除。) イ 馬房施設(馬房の総面積が 100m ² 未満除。) ウ 鶏舎(鶏の飼養羽数が 1,000 未満除。)	15
し尿浄化槽(処理対象人員が 101 人以上。法該当施設を除く。)	18

排水基準

有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、化学的酸素要求量その他の水の汚染状態については、項目ごとに定める許容限度とする。

トリクロロエチレンに係る環境基準・排水基準の改正状況

環境基準

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条に基づき定められている水質汚濁に係る環境基準(平成 26 年 11 月改正)

(単位: mg/L)

項目	旧 環境基準	新 環境基準
トリクロロエチレン	0.03	0.01

排水基準

水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 3 条第 1 項に基づき定められている排水基準(平成 27 年 10 月改正予定)

(単位: mg/L)

項目	旧 排水基準	新 排水基準
トリクロロエチレン	0.3	0.1